

2024年 3月 6日

苫小牧市長
岩倉 博文 様

苫小牧港の軍港化阻止実行委員会
実行委員長 横山 傑
【外印省略】

米海軍ミサイル駆逐艦「ハワード」の 苫小牧港への入港について市の見解を求める要請書

日頃の市政へのご精勤に敬意を表します。

さて、苫小牧市は2024年3月4日から3月6日まで、標記米艦船の苫小牧港への寄港について、外務省及び在札幌米国総領事館に対し核兵器搭載の有無についての照会を申し入れ、外務省から「搭載はない」との回答があったために受け入れを決め、標記米艦船は4日に入港し在日米軍の申し入れにより8日まで出港が延期されたとの報道がなされています。「燃料補給や乗組員の休養」を目的としての市への入港通告は2月29日付と過去に例のない直前の通告であり、商工会議所などによる歓迎式典が準備できなかったことだけではなく、燃料補給の手配すら間に合っていなかった事実を照らせば、異例の事態であると私たちは認識しています。

苫小牧市は、これまでも米艦船の苫小牧港への入港反対を求める私たちの要請に対し、「港湾法では、何人に対しても施設の利用に関し、不平等な取り扱いを禁止しております」として、市として入港を拒める立場にはないとの表明を繰り返しています。しかし、民間港を軍艦が利用することは先進国では決して当たり前のことではないのではないのでしょうか。

そもそも日米地位協定が第5条で定めているのは、入港に際して「入港料を課されないで出入することができる」ということであり、横須賀・佐世保など米軍に提供された港以外の民間港に、米艦船が自由に出入できることを容認したものではないと思います。また、港湾法第13条は、管理者に対し、私企業の活動の妨害・干渉と、不平等な取り扱いを禁じたもので、軍艦の入港を想定したものにはなっていません。同法が1950年に制定された時は、我が国は連合軍の全面占領下であり、日米安保の発効（1952年）時に横須賀や佐世保が米軍に提供されています。自衛隊の発足は1954年であり、港湾法制定時には日本が再び軍艦を持つことすら想定されていなかったはずです。それだからこそ、旧軍港市転換法が1950年5月31日に議員立法で成立し、6月28日に公布・即日施行され、日本国内から「軍港」の指定がなくなったのではないのでしょうか。

米軍と軍事同盟を結んでいるNATO諸国ですら、米軍が利用できる施設は限定されています。ましてや、日本国内に米軍は補給や修理のための港湾を十分に供給されており、標記米艦船も横須賀を母港にしています。友好・親善などの目的ではなく、今回のように補給・休養を理由として商業港である苫小牧港へ入港してくる理由はまったくありません。

加えて苫小牧市は、2002年（平成14年）に「苫小牧市非核平和都市条例」を制定しています。恒久平和と核兵器のない平和の実現に向け努力することを謳う苫小牧市の港湾施設が軍事利用されることなどあってはなりません。軍艦の入港が当たり前のことになってしまえば、条例の規定が空洞化されていくことにつながるのではないかと懸念を抱かずにはいられません。

たしかに港湾法の規定からは市として入港すること自体を拒否することは難しいのかもしれませんが、しかし、民間港の軍事利用に対し懸念を表明すること自体を禁じる法律はないはずです。

以上の趣旨から、貴職に対し下記の項目を要請しますので、ご多用の中お手数をおかけしますが、速やかにご回答下さるようお願いいたします。

以上

記

1. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の東西の港は商業港であり、軍事利用は望ましくないということを、市長は市民を代表する立場として表明してください。
2. 今回、なぜ4日前の通告となつたのか、関係機関に問い合わせ市民にもその結果を公表すると共に、同じようなことが繰り返されないよう強く要請してください。
3. 核兵器搭載の有無に関しては米国大使館などに直接問い合わせる努力を継続してください。